高知県レンタル畜産施設等整備事業費補助金交付要綱一部改正新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 第１条～第３条　【略】（補助金の交付の申請）第４条　補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。 ２　補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。第５条～第12条【略】 | 第１条～第３条　【略】（補助金の交付の申請）第４条　補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。 ２　補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率（100分の25）を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。第５条～第12条【略】 |

附則

この要綱の改正は、平成２６年　月　日から施行する。